

福岡県公報

平成23年7月20日
第3281号

目次

告示(第1218号-第1229号)

- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 4
- 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5

公 告

- 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成22年度経営状況の公表 (県営住宅課) …………… 6
- 平成22年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 6
- 平成22年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 15
- 落札者等の公示 (税 務 課) …………… 24

再 掲

○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日 (税 務 課) …………… 24

告 示

福岡県告示第1218号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人相続・遺言サポートセンター
- (2) 代表者の氏名
伊原 光治
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名1丁目8番2号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、遺言、相続、遺産分割、任意後見契約、委任契約、贈与契約などの相談、助言、専門家の紹介に関する事業を行い、住民、高齢者が尊厳を保ち、地域社会の中で、争いのない平和で快適な生活を送ることのできる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1219号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人アジアビジネス・ライフ支援センター

(2) 代表者の氏名

中古賀 誠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区大博町11番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、著しい発展を遂げるアジアにおいて、日本から進出する起業家等に対し、新しいビジネススタイルを提案し戦略的な起業と事業運営を支援するとともに、アジアと日本の物産や文化を相互に紹介し理解を深め、経済活動の活性化と国際協力の進展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1220号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こころ

(2) 代表者の氏名

竹中 博子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区西片江2丁目26番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生きることに希望を失った方に対して、生きていくことに希望を持てることに関する事業を行い、自殺者を防ぐことに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1221号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人西日本ブライダル協会

(2) 代表者の氏名

吉岡 陽三

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市南4丁目23番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、結婚を望む成人男女の健全な出会いの創出と相互理解を深める為の支援活動を通して少子化対策等に貢献し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1222号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター

(2) 代表者の氏名

林 幹男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目8番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、犯罪及び犯罪に類する行為又は災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して各種の支援事業を行うことにより被害を早期に軽減するとともに被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とする。

福岡県告示第1223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年7月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス椎田店

(2) 所在地 福岡県築上郡築上町大字東八田611-2ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年3月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,497.60平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地北東側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗北東側	5

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北側	59.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
店舗内北側	4.86

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 敷地北側、敷地北東側及び敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1224号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字鈴原987、字岩瀬戸999、字馬子1007、字深ヶ迫1031

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1225号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈鹿家字多々羅995（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1226号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月11日農林水産省告示第2029号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1227号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年6月25日農林省告示第840号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1228号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市北泉四丁目1428番1、1453番6、1454番2、1454番4、1457番1から1457番3まで、1458番4、1460番1、1460番5、1464番及び1466番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津1丁目12-2

株式会社 トライアルカンパニー

代表取締役 永田 久男

福岡県告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年7月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンスーパーセンター古賀店

(2) 所在地 福岡県古賀市舞の里三丁目14番12号ほか

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
スーパーセンターホームワイド古賀店	イオンスーパーセンター古賀店

公 告

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成22年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	682会員
加入戸数	884,739戸
共済委託契約金額	7,875,263,603千円
火災共済掛金	1,067,112千円
被災戸数	355戸
火災共済給付金	322,254千円
特定給付金	17,925千円
復興建築助成戸数	132戸
復興建築助成金	43,568千円
住宅災害見舞戸数	480戸
住宅災害見舞金	16,440千円
住宅防火施設整備補助会員数	168会員
住宅防火施設整備補助金	76,869千円

2 貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

I 資産の部

1 流動資産	814,536
2 固定資産	

(1) 特定資産

① 異常危険準備金資産	2,966,043
② その他特定資産	1,788,408
(2) その他固定資産	441,588
資産合計	6,010,575

II 負債の部

1 流動負債	964,802
2 固定負債	3,073,819
負債合計	4,038,621

III 正味財産の部

正味財産合計	1,971,954
負債及び正味財産合計	6,010,575

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成22年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小 川 洋

平成22年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成22年度における公文書の開示請求の件数は1,398件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数86件を除いた1,312件です（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	不 存 在		却 下
1,398	588	667	57	43	84	

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1, 174件、教育委員会66件、警察本部長48件、選挙管理委員会44件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況				取下げ
		開示	部分 開示	非開示		
				不存在	却下	
総務部	122	16	76	8	7	22
企画・地域振興部	25	11	13			1
新社会推進部	16	9	5	2	1	
保健医療介護部	449	243	176	9	5	21
福祉労働部	89	20	60	4	3	5
環境部	77	17	54	3	2	3
商工部	45	18	25	1	1	1
農林水産部	76	36	32	4	2	4
県土整備部	169	90	65	11	9	3
建築都市部	106	50	40	8	7	8
会計管理局	0					
小計	1,174	510	546	50	37	68
議	35	7	25			3
公営企業の管理者	1	1				
教育委員会	66	22	32	2	2	10
選挙管理委員会	44	8	36			
人事委員会	2		2			
監査委員	5		4	1	0	
労働委員会	1		1			
警察本部長	48	27	14	3	3	2
海区漁業調整委員会	0					
内水面漁場管理委員会	0					
公安委員会	1					1
収用委員会	0					
地方独立行政法人	1		1			
地方三公社	20	13	6	1	1	
合計	1,398	588	667	57	43	84
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(42.1%)	(47.7%)	(4.1%)	(3.1%)	(6.0%)

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成22年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報		2	2
第2号 事業情報		2	2
第3号 行政内情			
第4号 国等関係情			
第5号 行政運営情			
第6号 捜査情報			
第7号 法令秘情			
第8号 議員個人・会派情			
計		4	4

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報	4	480	484
第2号 事業情報	3	447	450
第3号 審議・検討等情	2	11	13
第4号 行政運営情	3	40	43
第5号 任意提供情	1	6	7
第6号 捜査等情		3	3
第7号 法令秘情		1	1
第8号 議員個人・会派情		1	1
計	13	989	1,002

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
医療法人の決算書	296	知事(保健医療介護部)
公益法人の決算書	142	知事(総務部等)
道路供用開始等に係る工事図面	79	知事(県土整備部)
社会福祉法人の決算書	69	知事(保健医療介護部等)
産廃業者の指導に関する書類	48	知事(環境部)

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	421
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	736
県の区域外に住所を有する個人	52
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	189
合計	1,398

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成22年度は、不服申立てが4件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定
			諮問年月日	答申年月日	
「障害者共同作業所運営費補助金に関する書類」非開示の件	知事	22.6.7	22.7.7 取下げ		
「住民監査請求に係る調査結果等」部分開示の件	監査委員	22.10.25	22.12.6	23.4.18	23.5.26 棄却
「子ども手当での支給に係る不服申立てに関する書類」非開示の件	知事	22.12.8	23.1.24	23.4.18	23.5.23 棄却
「住民監査請求に係る関係人調査復命書等」部分開示の件	監査委員	23.3.30	23.5.9	審査中	

7 苦情申出の状況

実施機関は、開示請求者又は情報公開制度の運営に不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理することとしています。

平成22年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第37条第1項により、実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなります（表7）。

なお、平成22年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示請求の件数	決定の状況			
	開示	部分開示	非開示	
			不存在	取下げ
1		1		

9 指定管理者の情報公開の状況について

情報公開条例第37条の2第1項により、県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっております（表8）。

なお、平成22年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ
	開示	部分開示	非開示	不 存 在	
1	1				

II 情報提供

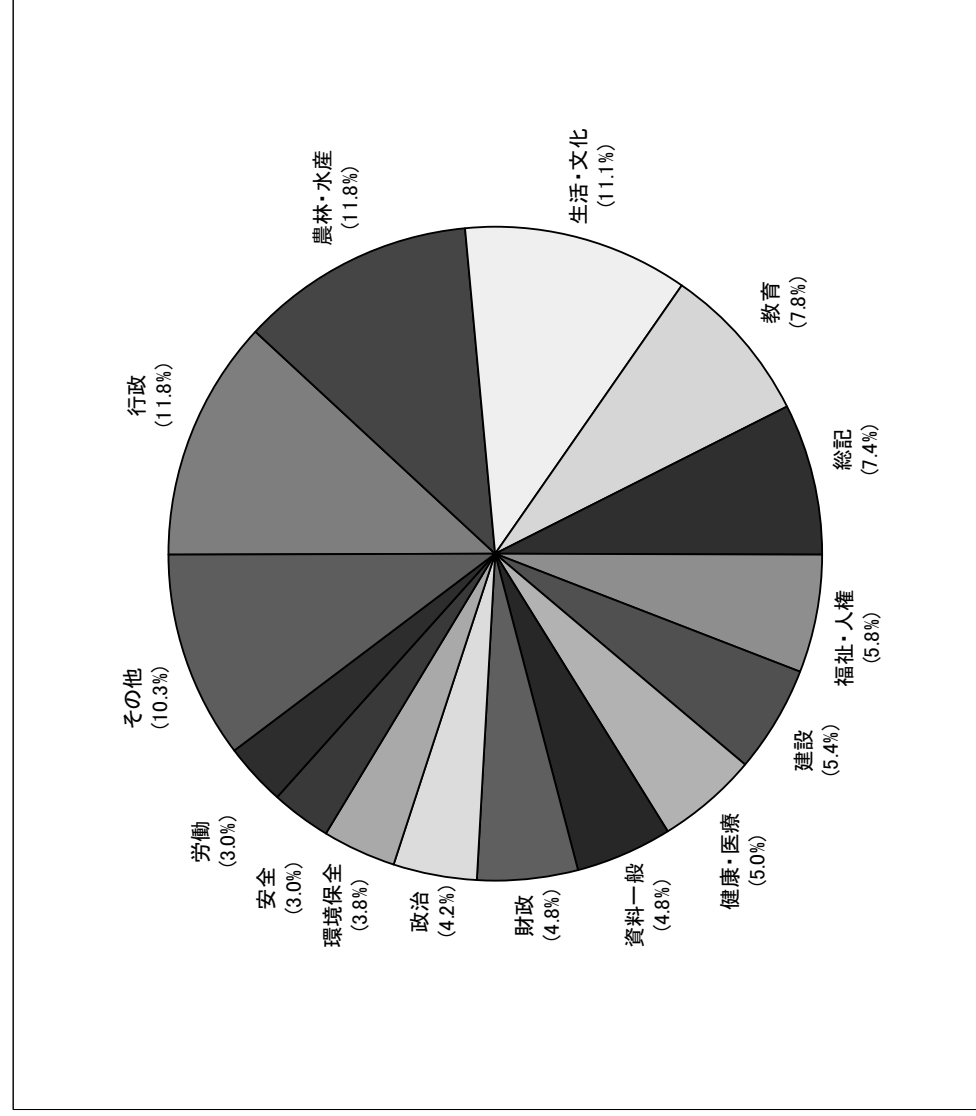
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスをしています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成23年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	11,028					
		2,090	2,114	2,162	2,151	8,517
						19,545

図1 配架資料の分野別構成比



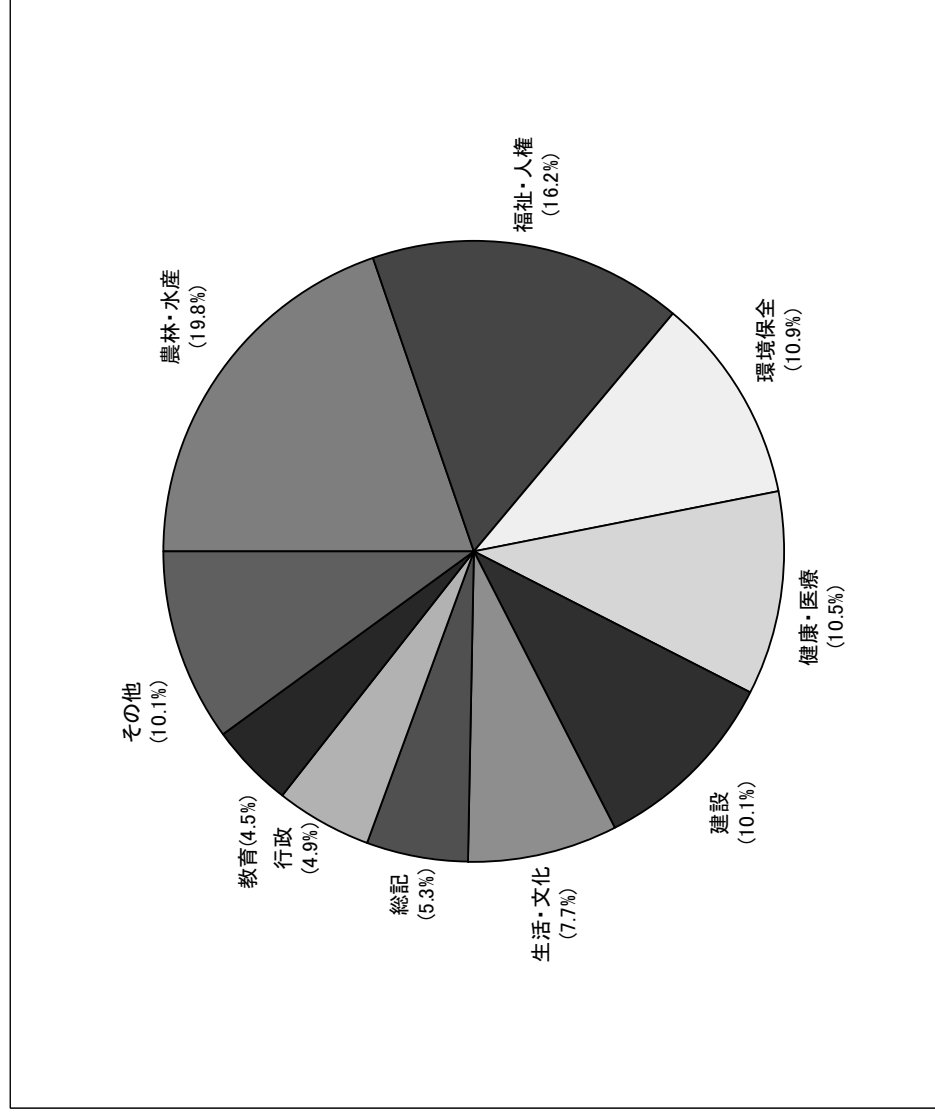
注 「その他」は、商工・自然・土地・人口、経済、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	15,429	42,790	182
地区県民情報コーナー			
北九州	2,301	1,501	8
筑後	3,516	2,627	18
筑豊	3,374	5,968	28
京築	3,163	2,549	6
計	27,783	55,435	242

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、労働、商工、安全、財政、エネルギー・資源、資料一般、政治、余暇・スポーツに関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など31種類の行政資料を3,618部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成22年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

平成22年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成22年度の文書による自己情報の開示請求の件数は172件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数4件を除いた168件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況			
	開示	部分開示	不 開 示	
			不 存 在	却 下
172	39	124	5	2

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長123件、知事41件、人事委員会5件等となっております（表1-2）。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	不開示	却下	
総務部						
企画・地域振興部						
新社会推進部	5	2	2	1	1	
保健医療介護部	19	17	1	1	0	
福祉労働部	8	6	2			
環境部						
商工部	1		1			
農林水産部	4	1	1	2	2	
県土整備部	1	1				
建築都市部	3	3				
会計管理局						
小計	41	30	7	4	3	
議会						
公営企業の管理者						
教育委員会	3	1	2			
選挙管理委員会						
人事委員会	5	5				
監査委員						
労働委員会						
警察本部長	123	3	115	1	2	2
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会						
収用委員会						
地方独立行政法人						
合計	172	39	124	5	4	2
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(22.6%)	(72.1%)	(2.9%)	(2.3%)	(1.2%)

注 秘書室は、総務部に含まれます。

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成22年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡条例第57号）第14条第1項各号	件数		計
	不開示	部分開示	
第1号 不開示請求者以外の個人情報	1	64	65
第2号 事業情報		2	2
第3号 審議・検討等情報			
第4号 行政運営情報		76	76
第5号 評価判断情報		2	2
第6号 警察職員情報		112	112
第7号 捜査等情報		7	7
第8号 法令秘情報			
第9号 未成年者等情報			
第10号 会派情報			
計	1	263	264

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

(4) 主な不開示請求の内容

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な不開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードにおける自己情報	60	警察本部長
警察が作成した勤務日誌に記載された自己情報	33	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書	16	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	12	知事（福祉労働部）
警察が作成した犯罪事件受理簿	3	警察本部長

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成22年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,845件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成22年度は、知事が22、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が1

4、地方独立行政法人が16、合計64の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	調理師試験	32	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	7	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	43	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	1	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	3	合否発表の日から1か月間
	登録販売者試験	12	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験		合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	技能検定試験	14	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	116	合否発表の日から1か月間
	事	福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	5
狩猟免許試験		2	合否発表の日から1か月間
採石業務管理者試験		1	合否発表の日から1か月間
農薬指導士認定試験		1	合否発表の日から1か月間
小計		251	

教 育 委 員 会	福岡県公立学校教員採用候補者 選考試験（小学校教員、中学校教 員、高等学校教員、養護教員）	1	可否通知を発送した日の翌日か ら1か月間
	福岡県立高等学校入学選抜	6,908	合格発表の日の翌日から1か月 間
	福岡県立中等教育学校及び福岡 県立中学校入学者決定	30	入学者決定結果通知を発送した 日の翌日から1か月間
	福岡県立特別支援学校高等部入 学者選考	1	合格発表の日の翌日から1か月 間
	小 計	6,940	
人 事 委 員 会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類 試験	686	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経 験者採用試験	43	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用選考（人事委員 会が実施する職員採用選考に係 るものに限る。）	25	合格発表日の翌日から3か月間
	小 計	754	
	福岡県警察官A（男性）採用試 験	406	可否発表の日から1か月間
警 察 本 部 長	福岡県警察官B（男性）採用試 験	113	可否発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試 験	42	可否発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試 験	29	可否発表の日から1か月間
	猟銃等講習考査	89	可否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了 考査	180	可否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考 査	45	可否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	278	可否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	157	可否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	43	可否発表の日から1か月間
	小 計	1,382	

地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	120	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	11	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	152	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	64	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	3	4月16日から1か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	5	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	7	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	518	
合計	9,845		

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成22年度は、自己情報の訂正請求が3件ありました（表2）。

表2 訂正請求の状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
折尾警察署作成に係る「服務日誌」記載の個人情報	警察本部長	22.10.20	22.12.3	却下
糸島保健福祉事務所作成に係る「相談した記録」記載の個人情報	知事	22.9.13	23.1.18	却下
戸畑高等技術専門校作成に係る「病気(休暇(休職)者の状況報告書)記載の個人情報	知事	22.12.21	23.1.28	不訂正

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成22年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成22年度は、不服申立てが2件ありました（表3）。

表3 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「精神保健福祉に関する相談記録」不開示の件	知事	22.11.7	22.12.21	23.3.1	23.4.1	棄却
「平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験」部分開示の件	教育委員会	22.12.4	23.1.7	23.3.24	23.4.8	棄却

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成22年度は諮問が3件あり、答申がなされました（表4）。

表4 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
22.5.21	「インターネットのホームページによる本県退職者の再就職情報提供事務」について	知事	22.5.6
22.7.8	「インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務」について	警察本部長	22.6.29
22.7.8	「インターネットのホームページによる県発注工事から排除する暴力団関係事業者情報提供事務」について	知事	22.7.1

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成22年度は、苦情相談はありませんでした。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務システム用機器等の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年6月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額
314,496,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告日
平成23年4月15日

再 掲

地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1192号の2

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、告示第653号において別に定める告示で定めることとされている期日のうち、納税者の住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、主たる事務所又は事業所の所在地）が青森県又は茨城県にある者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から同年7月28日までの間に到来するものについて、同月29日とする。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋